

熊本県版『残置物処理等に関する モデル契約条項』(案) 解説セミナー

モデル契約条項普及協議会※では国土交通省住宅局の補助事業を活用して、国土交通省と法務省が令和3年6月に公表した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」の普及啓発に向けた取り組みをすすめています。

今回、熊本県居住支援法人連絡会の主催により県内の不動産事業者や居住支援法人、公営住宅等の管理者・支援者が利用しやすい条文の見直しや、家賃滞納や残置物処分等の経済的負担を軽減する保険商品について、この検討に携わった弁護士および保険の開発担当者による説明会を開催します。

※熊本市居住支援協議会を事務局として、民間事業者、弁護士、居住支援法人、行政等で構成する残置物の処理等に関するモデル契約条項の課題等について検討する協議会

日時

2025年 3月10日 月 13:30~16:00

場所

熊本県庁 行政棟本館 地下大会議室

定員

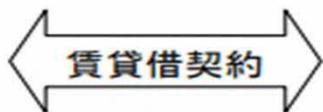
70名

解説 (13:30~14:30)

歩み法律事務所 弁護士 松村尚美 氏 (モデル契約条項普及協議会委員)



<貸貸人>



<賃借人>



①賃貸借契約の解除
②残置物の処理



<受任者>

入居者が亡くなった際、居室内の残置物を独断で処分したり、賃貸借契約が終了したと考えて次の募集にすぐに着手したりすると、後に現れた相続人との間でトラブルとなる可能性があります。国土交通省と法務省では、入居者が亡くなった場合の円滑な賃貸借契約の解除と残置物の処分を可能とするモデル契約条項(死後事務委任契約)を公開しています。

モデル契約条項に対応する保険商品 (案) の説明 (14:45~15:30)

一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会 事務局次長 上田浩之 氏

熊本県からのお知らせ等 (15:30~16:00)

◇下記のアドレスまたはQRコードからお申込みください◇

<https://forms.gle/7aU9WuuyTFyWGjG36>

締切 2025年3月3日 (月)



居住支援法人連絡会とは

熊本県居住支援法人連絡会では、高齢者、所得の低い方、障がい者など、住まい探しにお困りの方が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう、居住支援活動や市町村居住支援協議会の設立の促進に関する研修会を実施しています。

【説明会に関する問合せ先】

居住支援法人肥後自活団

担当 塘林 山口

TEL 096-364-0070